

言とす

猶推奨すべきは團體旅行とす往時伊勢參宮を以て農村人事の最要事となしたりしは敬神の趣旨を全うし兼ねて國民性の陶冶に資し見聞を廣め世態人情に通じ或は農事の改良に裨補ありしこと疑なしされば此例に倣ひ青年をして年々定期に團體旅行をなさしむるは娛樂と修養とを兼ね其效果著大なるものあらん加之往復の途中團員相互の交情を増し融和團結を鞏固にする利益亦少からざるべし

二 山梨縣

青年團の娛樂

青年團體の娛樂としては運動、競技、擊劍、柔道、相撲、劍舞、謠曲、懇談、會食、碁將棋、歌留多、詩歌、俳句、其の他種あるを以て常に適當なるものを選定して行はしめ倦厭を避くるの用意あるべし

更に進では青年をして讀書を樂しましむるに至らしめざるべからず特に農村

に於ける青年業餘の娛樂としては讀書に若くはなし次に推奨すべきは團體旅行なりとす往時伊勢參宮を以て農村行事の最要事と爲したりし如く青年をして年々定期に團體旅行を爲さしむるは娛樂と修養とを兼ね其の效果著大なるものあらん殊に天幕と飯盒とを携帶して天幕旅行を爲すが如きは經費を節約し心身を鍛練し艱苦缺乏に堪へしめ團員相互の交情を増し融和團結を鞏固にするの利益一層甚大なるものあらん

猶注意すべきは各地特有の娛樂を成るべく寛大に認容して之を改善利用するにありとす多小の弊害あるの故を以て直に之を抑壓し撲滅するが如きは策の得たるものにあらず能く之を改善助長するに就いては今後一段の留意あらむことを望む

三 秋田縣

青年團の娛樂

娛樂機關の適否は青年團振否の岐る、所なり從來農村に於ける娛樂の種類は

青年の精神修養上効果あるもの少く却て風紀を紊亂する虞あるもの多し故に娛樂の選擇につきては深く注意を拂ひ純潔にして活氣に富む娛樂を提供し青年の趣味を向上せしむる様指導すること肝要なり最も適當なる娛樂は擊劍、柔道、弓術、ベースボール、テニス、水泳、腕押、棒押等にして是等は單に娛樂として適當なるのみならず一面に於て體育上の効果尠からざるべし

四 石川縣

娛樂

青年團の指導上考慮を要すべきものゝ一は娛樂問題なり娛樂にして健全高尚ならむか能く彼等青年に慰安を與へ新銳の氣を振起せしむるのみならず趣味を涵養し團員相互の交情を増し親睦を敦うし延いて團體の結合を鞏固ならしむるに最も有效なりと雖も之に反し其の不健全或は卑陋なるものに至りては青年を驅りて耽溺荒亡せしめ其の害の及ぶ所蓋し測り知るべからざるものありされば指導の任にあるものは俗惡なる娛樂の誘惑を防遏すると共に健全高尚なる娛樂

を選擇して其の誘掖指導を怠らざらむことを期すべきなり

第四章 實業補習學校施設標準事例

一 福島縣

實業補習學校施設要項

第一 種類及名稱

- 一 實業補習學校ノ種類ハ其ノ地方實業ノ狀況ニ依リ異ナルヘシ
- 二 實業補習學校ノ名稱ハ左ノ各項ニ依リ之ヲ定ムヘシ
 - 一 何市町村立實業補習學校
 - 二 何市町村立私立何實業補習學校
 - 三 何町(何村)外何ヶ村學校組合立三組合立何實業補習學校
 - 四 何立ノ下ニ何ト附スル場合ハ一市町村若ハ一組ニ二校以上設置シアル場合ニ限ル

五 農業、商業ヲ主トシテ教授スル學校ニ限リ補習學校ノ上ニ農業若ハ商業ノ文字ヲ冠スルコトヲ得

六 一市町村、一組合ニ男女ヲ區別スル學校アル場合ハ「何」ヲ「女子」トナスモ妨ケス

第二 設置

- 一 市町村立實業補習學校ハ成ルヘク小學校其ノ他ノ學校ニ附設スヘシ
土地ノ狀況ニ依リ分校ヲ設置スルコトヲ得
- 二 市町村ニ於ケル各部落ノ夜學ハ漸次改廢シテ實業補習學校ト爲スヲ要ス
- 三 地方ノ狀況ニ依リテハ實業ノ種類又ハ其ノ程度ニ依リ郡立若ハ市町村組合立等適切ナル設置ヲ爲スヘシ
- 四 市町村立、町村組合、郡立ノ實業學校其ノ他中等程度諸種ノ學校及實業團體組合會社等ニ於テモ土地ノ狀況ニ依リ其ノ目的ニ適應スル實業補習學校ヲ附設スルコトヲ得

第三 教科及編制

- 一 季節開校ノ實業補習學校ニアリテハ小學校卒業ヨリ成年ニ達スル迄女子ハ婚嫁迄修業セシムルヲ本則トシ豫科二年、本科六年等ニ區分シ小學校トノ連絡及學習ニ便ナラシムルヲ要ス
- 二 常設ノ實業補習學校ニアリテハ其ノ修業年限ニ制限ヲ設ケサルモ卒業後ハ學力ノ程度ニ依リ季節實業補習學校ノ相當學年ニ入學セシムルモノトス
- 三 季節實業補習學校ノ實業教科目ハ各事項毎ニ修業期間ヲ定メ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一事項若ハ數事項ヲ修了セシムルノ便ヲ計ルコトアルヘシ
- 四 季節實業補習學校ノ學級ハ第一項ヲ基準トシテ編制スヘシ但學力年齢若クハ教科目ノ種類程度ニ依リ便宜之ヲ別ツコトアルヘシ
- 五 生徒數少ナキ季節實業補習學校ニアリテハ分團教授ヲ行フヲ可トス
- 六 實業科目ハ其ノ地方ニ於ケル産業、生活ノ狀況及一般社會ノ趨勢等ヲ精査シテ之ヲ選擇スルヲ要ス又時宜ニ依リ一學校ニ農工商等實業ノ科目ヲ併置スルヲ妨ケス
- 六 女子ノ補習學校ニアリテハ裁縫ノ外農業大意、蔬菜栽培、養蠶、家事ノ中一事項

以上ヲ併セ課スルヲ要ス

- 七 修身ハ必須目トシ國民道德ノ涵養ニ留意スヘシ
- 八 國語ハ普通文ノ讀解作文、習字ニ習熟セシムヘシ土地ノ狀況ニ依リ漢文、ローマ字ノ一般ヲ加フルコトヲ得
- 九 算術ハ筆算珠算ヲ併用シ實際生活上ニ必要ナル計算ニ習熟セシムヘシ
- 一〇 季節實業補習學校ニ於テハ高學年男子ノ爲メ軍人ヘノ勅諭讀方其ノ他入營ニ必要ナル事項ヲ授クヘシ
- 一一 季節實業補習學校ニ於テハ特別教科目トシテ公民科ヲ設ケ自治ノ公民トシテ必要ナル事項ヲ授クヘシ
- 一二 季節實業補習學校ハ必要ニ應シ短期講習會ヲ開設スルヲ可トス
- 一三 學校長ハ每學年ノ終ニ於テ生徒學習ノ成績ヲ考查シテ修了證書若クハ卒業證書ヲ授與スヘシ

第四 教授季節教授時間及休業日

- 一 教授期間ハ通年ノモノ季節ヲ限ルモノ又ハ二種ヲ併置スル等土地ノ狀況ニ

依リ適宜之ヲ定ムヘシ

- 二 季節ヲ限ルモノハ教授季節以外ニ一ヶ月二回以上召集ヲ爲シ講話若クハ實地上ノ指導ヲ爲スヲ要ス
- 三 季節ヲ限ルモノハ其ノ年ノ地方實業ノ狀況又ハ教授ノ都合ニ依リ始業及終業ノ期日ヲ變更シ又ハ期間ヲ伸縮變更スルコトヲ得
- 四 每週教授時數、教授日、教授時間ハ土地ノ狀況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ
- 五 休業日ハ附設本校ノ休業日ニ準スルヲ例トスト雖モ教授季節ヲ限ルモノニアリテハ附設本校ノ休業日ヲ利用シ特殊ノ講話講習等ヲナスコトアルヘシ

第五 設備

- 一 他ノ學校ニ附設スル實業補習學校ハ其ノ附設本校舎ヲ使用スルヲ例トシ分校ハ分教場、教員住宅、集會所若クハ寺院民屋ヲ假用スル等成ルヘク簡便ナル方法ヲ取ルヘシ
- 二 實業補習學校ニハ成ルヘク實習地ヲ設クヘシ此ノ場合ニ於テハ實業團體青年團體等ト協力スルヲ最モ便利ナリトス土地ノ狀況ニ依リ生徒ノ家庭ニ於

- テ實習セシムルコトヲ得
 - 三 冬季夜間ニ教授スルモノニアリテハ特ニ燈光採暖ニ關シ十分ナル設備ヲ爲スヘシ
 - 四 土地ノ狀況ニ依リ生徒ニ貸與スヘキ教科書ヲ備フヘシ
 - 五 教授用圖書類、標本模型、器械器具ヲ備フヘシ但附設本校ノ備品ハ之ヲ共用スルヲ例トシ其ノ他地方團體若ハ個人ヨリ借入ル、ヲ便利ナリトス
 - 六 女子ノ補習學校ニアリテハ裁縫、洗濯家事、作法、染色、機織等實習ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ
 - 七 校舍ノ一部ニ陳列室ヲ設ケ地方實業參考品並生徒成績品ヲ備ヘ生徒又ハ公衆ノ觀覽ニ供スルハ必要ナルコト、ス
 - 八 柔道、擊劍其ノ他運動用器具ヲ備フヘシ
- 第六 入學及出席
- 一 市町村ハ青年團體規則若ハ小學校卒業ノ際ニ於ケル宣誓其ノ他ノ方法ニ依リ小學校卒業者ヲシテ補習學校ニ入學セシムルコトニ努ムヘシ

- 二 市町村長ハ毎年教授開始前ニ於テ當該年度ノ補習教育適齡者ヲ調査シ入學及出席ヲ督勵スヘシ
- 三 入學及出席ニ關シテハ市町村吏員、學校職員、學務委員、區長、青年會役員等互ニ協力シテ之カ督勵ヲ爲スヘシ
- 四 生徒ノ出席學業等ノ成績優良ナル者ニ對シテハ相當表彰ノ方法ヲ講スヘシ
- 五 學校長ハ生徒出席簿ヲ備ヘ毎年月末調査表ヲ作製スヘシ
出席簿月末統計調査ノ様式ハ小學校ノ例ニ依ルヘシ
- 六 學校長ハ學籍簿ヲ調査シ年次ヲ逐ヒ生徒修業經歷ヲ明ニスヘシ
學籍簿ノ様式左ノ如シ

氏名	族籍稱	住	所	生年月日	丁年ニ達スル年月日	ノ入學 ノ前 ノ後
	(本籍) 大字 縣	町	(寄留) 大字 縣			
職	業	保	護	者		
		(本籍) 大字 縣	町	(寄留) 大字 縣		
		郡	郡	郡		
		番地	番地	番地		
		村	村	村		
		町	町	町		

ナルヲ期スヘシ

- 六 篤農家其ノ他實業ニ關スル經驗家ヲ聘シ科外講演ヲ請フヲ可トス
- 七 地方各種ノ實業團體試驗場等ト連絡ヲ圖リ又時勢ニ適切ナル實業上ノ利弊ヲ調査スル等ハ最モ必要ノコトニ屬ス
- 八 晝間開設ノモノニアリテハ成ルヘク實習ヲナサシメ夜間開設ノモノニアリテモ特殊ノ技能ヲ要スル事項ニ就キテハ特ニ晝間召集ヲ行ヒ之カ實習ヲナサシムルカ若クハ適宜見學ノ法ヲ取ルヘシ
- 九 學校長ハ各種團體竝家庭等ト協力シ訓育ノ實績ヲ舉クルコトニ努ムヘシ
- 一〇 訓育要項等ヲ定ムル場合ニハ青年團體ニ關スル大正五年一月本縣訓令第三號ヲ參照スルヲ要ス
- 一一 紀元節天長節祝日及一月一日ニハ努メテ生徒ヲ參集セシムヘシ
- 一二 各種ノ會合ヲ設ケ既習事項ノ練習ヲナサシメ又生徒各自ノ生産物ヲ陳列シテ品評セシムヘシ

第九 經費

- 一 實業補習學校設立者ハ實業補習學校ノ施設經營ニ相當ナル費用ヲ支出スルヲ要ス
- 二 授業料ハ徴收セサルヲ例トス

第十 表彰

- 一 縣ハ市町村ノ實業補習學校成績優良ナルモノニ對シ表彰スルコトアルヘシ
實業補習學校學則標準
何立(何)農業補習學校學則

第一章 名稱位置

第一條 本校ハ何立(何)農業補習學校ト稱シ何小學校ニ附設ス

第二章 目的

第二條 本校ハ農業ニ從事シ或ハ從事セントスル者ニ農業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三章 教科

第三條 教科目ハ農業及修身國語算術公民科トス

第四條 農業科ハ理科(農藝ニ關スルモノ)土壤肥料、作物、土地改良、農具、病蟲害、養蠶、家畜、造林、農産製造、農業經濟等ヲ授クルモノトス

第五條 修身科ハ教育ニ關スル勸語ノ趣旨ニ基キテ生徒ノ徳性ヲ涵養シ、道德ノ實踐ヲ指導スルモノトス

第六條 國語科ハ講讀、作文、習字ニ分ツ講讀ハ普通文ノ讀解及漢文ノ初步ヲ授クルモノトス

作文ハ普通文、日用文、公文書類等ヲ授クルモノトス
習字ハ細字ノ書方ヲ主トシテ授クルモノトス

第七條 算術科ハ筆算ト珠算トニ分チ筆算ニ於テハ整数、小數、諸等數、分數、比例、歩合算、求積等ヲ授ケ珠算ニ於テハ加減乘除ヲ授ケ日常ノ計算ニ熟達セシムルモノトス

第八條 公民科ハ公民タルニ必要ナル智識ヲ與フルモノトス

第四章 修業期間、教授時數、休日並課程

第九條 修業年限ハ豫科二ケ年、本科六ケ年トス

第十條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル其ノ學期ハ左ノ如シ

第一學期 四月一日ヨリ十一月三十日迄

第二學期 十二月一日ヨリ翌年三月三十一日迄

第十一條 第一學期ニ於テハ毎月二回生徒ヲ召集シ左ノ事項ヲ課スルモノトス

一 訓育ニ關スル講話

二 農業ニ關スル實地指導

三 體育ニ關スル作業

第十二條 第二學期ニ於テハ教授時數ヲ毎日二時間ノシ日ノ長短農業ノ繁閑ニ依リ午後六時ヨリ九時迄ノ間ニ於テ之ヲ定ム

第十三條 休業日ヲ定ムルコトヲ左ノ如シ

一 祝日、祭日

二 日曜日

三 冬季休業

四 學年末休業

五 官國幣社祭日

六 鎮守祭日

第十四條 各科ニ於ケル各教科目ノ每週教授時數並其ノ課程ハ別表ニ依ル

第五章 入退學

第十五條 本校ハ隨時入學ヲ許ス

第十六條 入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業ノ男子トシ其ノ他ノ學歷ヲ有スル者ハ其ノ學力ヲ調査シ相當ノ學年ニ編入ス但學齡ヲ過キタル者ハ本文ノ卒業者ニアラザルモ入學ヲ許スモノトス

第十七條 入學セントスル者ハ保護者ト連署ノ上學校長ニ願出ツヘシ

第十八條 退學セントスル者ハ事由ヲ具シ學校長ニ願出ツヘシ

第六章 授業料

第十九條 授業料ハ徵收セス

第七章 修了及卒業

第二十條 學校長ハ每學年間ノ出席日數及學業ノ成績ヲ考查シテ生徒ノ修了並

ニ卒業ヲ認定ス

第二十一條 前條ノ認定ニ依リ豫科一學年、本科一學年乃至五學年修了ノ者ニハ修了證書ヲ授與シ各科最終學年ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス其ノ書式左ノ如シ

修了證書

族 籍

氏 名

右者本校 科第 學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

年 月 日 校 長 剛

卒業證書

族 籍

氏 名

右者本校 科(修業年限何ケ年)ノ課程ヲ卒業セシコトヲ證ス

年 月 日 校 長 剛

第 號

第八章 賞 罰

第二十二條 學力優等品行方正及精勤ナル者ニハ褒賞ヲ授與ス

第二十三條 本校生徒ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ停學又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第九章 商議員及幹事

第二十四條 本校ニ商議員若干名幹事若干名ヲ置ク

商議員ハ市町村吏員、學校職員、警察官、學務委員、在郷軍人分會長、其他德望アルモノヨリ之ヲ推戴シ幹事ハ學校長ニ於テ青年會役員ヨリ之ヲ囑託ス

第二十五條 本校ニ商議員會ヲ設ク

商議員會ハ管理者及學校長ノ諮問ニ應シ又學校經營上意見ヲ提出スルコトヲ得

商議員會ハ學校長之ヲ召集ス

第二十六條 幹事ハ生徒ノ入退學及直接監督ノ任ニ當ルモノトス

附 則

第二十七條 生徒心得其ノ他ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

(備 考)

一 本學則ハ冬季農閑ノ時期ニ教授スルヲ目的トシタル學則案ナルヲ以テ教授ノ時期ヲ季節ニ限ラサル學校ニ在リテハ適宜取捨スルヲ要ス

二 本學則ハ男子實業補習學校ヲ目的トシタル學則案ナルヲ以テ女子ノ學校ニ在リテハ適宜取捨スルヲ要ス

三 商業、工業、水産補習學校ノ學則ハ總テ本學則案ニ準シテ定ムヘシ

(別 表)

教科目課程及每週教授時數

學年	時數	科	
		本	科
第一學年	一	時	時
第二學年	一	時	時
第三學年	一	時	時
第四學年	一	時	時
第五學年	一	時	時
第六學年	一	時	時

教科目	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
修身	一	一	一	一	一	一	一	一
國語	六	六	五	五	三	三	三	三
國語講讀	六	六	五	五	三	三	三	三
作文習字	六	六	五	五	三	三	三	三

計	公民	農業	算術
一二		一 農業大意	四 諸等數 <small>(珠)加減</small>
一二		一 同上	四 同上
一二		三 土地改良 <small>土壤肥料 作物病虫害</small>	三 分數、歩 <small>合算(珠) 加減除</small>
一二		三 同上	三 同上
一二	一 自治要義	四 園藝 <small>養畜</small>	三 比例、求 <small>積(珠) 減除</small>
一二	一 同上	四 同上	三 同上
一二	二 憲法要義	四 造林農業製 <small>造農家經濟 農業法規</small>	二 前學年補習 <small>加減乘除 珠</small>
一二	二 同上	四 同上	二 同上

二 長野縣

實業補習學校施設要項

- 一 種類及名稱
 - 一 實業補習學校の種類は其の地方實業の状況に依り異なるべし
 - 二 實業補習學校の名稱は設置者の種類地名又は特定の名稱及實業科目に依り之を定むべし
- 二 設置

- 一 市町村立實業補習學校は成るべく小學校其の他の學校に附設すべし
土地の状況に依り分室を設置することを得
- 二 市町村に於ける各部落の夜學は漸次改廢して實業補習學校となすを要す
- 三 各種實業團體に於ても其の事業に必要な實業補習學校を設置することを得

三 教科及編制

- 一 實業補習學校は小學校卒業より成年に達する迄修業せしむるを本則とし豫科(甲科)本科(乙科)研究科(温習科)等に區分し小學校との連絡及學習に便ならしむるを要す
- 二 修業期間は教科目の各事項毎に之を定め生徒の志望に依り其の一事項若くは數事項を修了せしむるの便を計るべし
- 三 實業科目は其の地方に於ける産業、生活の状況及趨勢等を精査して之を選択し多岐に亘らざるを可とす
- 四 男子の農業補習學校に在りては其の實業の事項として造林、畜産等を加ふる

は最も必要なことゝす

- 五 女子補習學校に在りては其の實業の事項として裁縫の外農業大意蔬菜栽培養蠶家事の一事項以上を選定するを要す
- 土地の状況に依り機織染色を加ふべし
- 六 修身は必須科とし國民道德の涵養に留意すべし
- 七 國語は普通文の讀解作文習字に習熟せしむべし
- 土地の状況に依り漢文、ローマ字の一般を加ふることを得
- 八 算術は筆算珠算を併用し實業上必要の計算に習熟せしむべし
- 九 實業補習學校は必要に應し短期講習會を開設すべし
- 十 實業補習學校に於て男子の爲め壯丁科を設け勅諭讀法其他入營に必要な事項を授くるは其の施設上必要なことに屬す
- 十一 學級は學力年齢若くは教科目の種類程度に依り便宜之を分つべし
- 十二 學校長は毎學年の終に於て生徒學習の成績を考查して修業證書若くは學習證書を授與すべし

壯丁科を設けたる場合に在りては學校長は其の科を修了せりと認めたる者には卒業證書を授與すべし

四 教授季節教授時間及休業日

- 一 教授季節は通年のもの、季節を限るもの又は二種を併設する等土地の状況に依り適宜之を定むべし
- 二 季節を限るものは教授季節以外に臨時に開校又は召集をなし講話若くは實地指導をなすことあるべし
- 三 季節を限るものは其の年の地方實業の状況又は教授の都合に依り始業及終業の期日を變更し又は期間を伸縮變更する等便宜なるを可とす
- 四 毎週教授時數、教授日、教授時間は土地の状況に依り適宜之を定むべし
- 五 休業日は附設本校の休業日に準ずるを例とすと雖も教授季節を限るものに在りては附設本校の休業日を利用し特殊の講話講習等をなすを可とす

五 設備

- 一 他の學校に附設する實業補習學校は其の附設本校舎を使用するを例とし分

室は分教場、教員住宅、集會所若くは寺院、民屋を假用する等成るべく簡易なるべし

二 實業補習學校には實習地を設くるを可とす此の場合に於て實業團體、青年團體等と協力するも便利なるべし

土地の状況に依り生徒の家庭に於て實習せしむることあるべし

三 冬季夜間に教授するものに在りては特に燈光、採暖に關し充分なる設備をなすべし

四 土地の状況に依り生徒に貸與すべき教科書を備ふべし

五 教授用圖書類、標本、模型、器械器具を備ふべし但し附設本校の備品は之を共用するを例とし其の他地方團體若くは個人より借入るゝを便利とす

六 女子の補習學校に在りては裁縫、洗濯、家事、その他染色、機織等實科學習に必要な設備をなすべし

七 教授用具備付の一例とし左に農業補習學校に要する品名を掲ぐ

一 圖書類 生徒用教師用參考用圖書の外に左の圖書を備ふるを要す

害蟲益蟲圖、益鳥圖

家畜及作物掛圖

農業物産額及價格表

栽培及飼育に關する圖面

農業日誌の見本

農業經濟上の計算

農家中行事

諸帳簿類

村内の諸調査

村内土質圖

試作收穫數量表

蠶體病理解剖圖

養蠶飼育標準表

農業上の模範人物圖

二 標本及模型類

作物種子、果物、蔬菜、土壤、肥料、害益蟲、病作物、繭及び生絲、農産物製作品及製作物等の標本

農具、蠶具、家畜、蠶體解剖等の模型

三 器械及藥品類

動植物採集用具

解剖用具

顯微鏡

印刷用具

寒暖計

濕度計

比重計

亞鉛ポット

農藝化學用諸藥品

- 八 校舎の一部に陳列室を設け地方實業參考品並生徒成績品を備へ生徒又は公衆の觀覽に供するは當該教育上必要なことに屬す
- 九 柔道、擊劍其の他運動用具を備ふべし

六 入學及出席

- 一 市町村は團體規則若くは小學校卒業の際に於ける宣誓其の他の方法に依り小學校卒業と同時に全部入學の手續をなさしむるを要す
- 二 入學及出席の獎勵に關しては特設したる委員又は團體役員其の他の協力に依り常に之が督勵をなすべし
- 三 學校長は毎年教授開始前に於て當該年度の施設要項(學級編制、教科目、教科書若くは教授概目等につき)を公示し部内在住生徒を調査し入學並出席を獎勵すべし

四 土地の情況に依り郡市町村に於て生徒の出席學業等の成績に關し賞與、表彰法を適宜設定するを可とす

五 學校長は生徒出缺簿を備へ毎月月末調査表を作製すべし
出缺簿、月末調査表の様式は小學校の例による

六 學校長は學籍簿を調製し年次を逐ひ生徒修業の經歷を明にすべし
學籍簿の様式左の如し

年 度	事 項	科 學 年	修 業 經 歷					備 考
			修身	國語	算術	實業	其の他	
大正 年度	科 第 學 年							
大正 年度	科 第 學 年							
大正 年度	科 第 學 年							
大正 年度	科 第 學 年							

生徒氏名	大正年度	科第學年	居所	村町字	番地	入學前 經歷	入學 年月日	卒業 年月日	退學 年月日	退學 事由	保護者 の職稱	保護者 氏名

七 教員及待遇

一 市町村は實業補習學校規程第八條に依り必要に應じ相當の教員を置くべし

但し學校長は附設本校の學校長をして之を兼ねしめ其の他の教員亦本校職員に囑託するを例とす

二 實業科教員は特に專任者を置き教授季節以外には生徒の實地指導に任せしむべし

三 實業科教員の不足或は其の他必要の場合に於ては實業教育を受けたる者又は實業上經驗に富める者を需めて之が教授を囑託するを要す

四 特殊の事項を教授せんとするに方りては臨時に教師を囑託することあるべし

五 教員は常に地方實業の視察につとめ又諸會合に參會し地方各般の事情に精通することを中心とすべし

六 教授囑託教員には時間數に應じ手當を給すべし

八 教授及訓練

一 學校長は其の實業補習學校に於て教授すべき各科目の教授要目を定むべし

二 教授季節を限りたるものに在りては各科目中の事項は其の季節毎に教授を

- 完了するの配當を要す
- 三 地方實業の狀況及習慣は充分に調査し教授は先づ密着適切なるを期し漸次に學理を授くるを要す
- 四 地方各種の實業團體と聯絡して或は其の試験場の利用をなし或は實習試験をなし或は時勢に適切なる實業上の利弊を調査する等は殊に必要なりとす
- 五 實習は収益を主とするものに非ざるも収益の趣味を感せしむるは必要なることとす
- 六 教授の大綱及郷土の生産其他必要なる事項を調査して時々印刷するは此の種學校の教授上利便なることとす
- 七 學校長は管理規程を定め各種團體等と協力し訓育の實績を擧ぐるにつとむべし
- 八 三大節等諸儀式には成るべく生徒をして參列せしむべし
- 九 各種の會同を設け既習事項の練習をなさしめ又生徒各自の生産物を陳列して品評せしむべし

十 生徒の家庭を訪ひ又は父兄懇和會を開くは教授訓練上特に必要なることなり

九 經費

- 一 市町村は實業補習學校の施設經營に充分なる費用を支出するを要す
- 二 授業料は成るべく徴收せざるを可とす
- 三 郡は町村の實業補習學校の經營に關し其の費用を補助することあるべし

三 高知縣

高知縣(市)(郡)(村)青年補習教育施行に關する標準

一 總則

市町村青年會は本則に準據し青年補習教育を施行すべし

二 目的

市町村青年補習教育は小學教育を基礎として會員の心身を鍛練し處世上必須の知能を修得せしむるを以て目的とす

三 場所

補習教育を施すべき場所は青年會所在の市町村立小學校とす土地の情況に依り青年會堂又は民家を充用することあるべし

四 教授の時期及教授數

教授は土地の業務の最も繁劇なる時期を除き毎週二回毎回約三時間之を行ふを常例とす

五 設備

小學校の圖書器械は學校に於て差支なき限り之を利用すべし

六 學科

學科目は修身、體育、國語、讀方、綴方、算術とす

土地の情況に依り農業、商業、工業の一科若くは數科を加設すべし

七 教授の要旨

修身科に於ては主として左の智徳を修練せんことを要す

一 皇室を尊び國體を重んじ忠孝の大義を全ふすること

二 規律節制を重んじ服從協同の徳を養ふこと

三 空論を慎み實行を尙び勤勞を重んずること

四 氣節を尙び怯懦退嬰の氣風を排すること

體育科に於ては器械體操、相撲、擊劍、柔道、遠足等趣味あるものを課し筋骨を鍛練し兼て尙武の氣象を養ふべし

國語科讀方に於ては普通の文字文章を了解し正確且自由に思想を表彰するの能を得しめ文學の趣味を養ひ兼て智徳の培養に資せしむべし

綴方に於ては殊に書翰文の綴方、讀方、書方に習熟せしめむことを要す

算術科に於ては筆算珠算を併用し日常の計算に習熟せしめ應用自由ならしむべし

實業科に於ては殊に土地の生業に關する教材につき實際に適切なる知能を習得せしむべし

法制經濟に關するものは他教科教授の際に於て材料を日常卑近の事項に採り之を教授せんことを要す

八 教授の方針

教授は自學鍛練の主義に依り之を行ひ各教科は教材の郷土に關する適切な事項を斟酌し處世に必要な智能を養成すべし

九 教科書

教科書は各郡市に於て成るべく一定の方針を取るものとす

一〇 教授者

教授者は青年會所在の市町村立小學教員又は會長より囑託したるものとす

一一 試験

土地の情況に依り其の市町村に於て試験を行ふことあるべし

一二 出席の勧誘督勵

小學校長は兒童卒業の前後に於て丁年に達する迄上級學校に進ませざる兒童の保護者に對し大正四年九月内務文部兩大臣訓令の趣旨に依り補習教育を受けしむべき旨告諭すべし

會員にして缺席三回に及ぶときは會長は其の父兄に對し出席を促すものとす

前項の督促あるも之に應せざるものあるときは會長は其の氏名並督促の要領を其の市町村長に報告すべし

市町村長は前項の報告を受けたるときは直に其の出席を督促するものとす

一 表簿

補習教育に關する事務整理の爲市町村青年會は左の表簿を備ふべし

出席簿(様式)小學校に準ず

出席月計表出席年計表様式小學校に準ず

四 宮崎縣

青年夜學會規約準則

第一章 總則

第一條 何々青年會規約第何條第何號の夜學會は本則の定むる所に依る

第二條 本夜學會は會員にして實業補習學校に在學せざる者及本會客員に對し自學輔導に依り其の職業に要する知能を授け併せて普通教育の補助をなさしむるを以て目的とす

第三條 本夜學會は何々青年會と稱し其の會場を(何々小學校何々部落等)に置く

第四條 本夜學會に監督及教師を置く
監督は青年會長以下之に當り教師は特別の事情なき限り小學校教員及技術者に囑託するものとす

第二章 學習年限、學習季節、休業日、學級編制

學科目及其の程度

第五條 學習年限は青年會に入會したる時より滿二十歳に至る迄とす但し客員は此の限にあらず

第六條 學習の季節は何月何日より何月何日迄とす

第七條 學習の時間は夜間とし毎週何々曜の何回(或は毎月月明の期間何日間)とし其の終始の時間は青年會長之を定む

第八條 休業日は左の如し

一 祝祭日

二 鎮守例祭日

三 何々

第九條 本夜學會員は學力の程度に依り之を二組に分ち甲組は高等小學修業程度以上の者を以て編成し乙組は其の他の者を以て編成す

第十條 本夜學會の學科目は左の如し

實業、修身、國語、算術

第十一條 學科課程及毎週學習時數配當は別表の通りとす

第三章 學業成績考査

第十二條 本夜學會は毎年一回以上會員の學業及操行を考査し修業又は修了を認定す

第十三條 修業者及修了者には別記證書を授與す

第四章 入會退會及表彰

第十四條 本青年會員にして本夜學會に入學し難き者及半途退會せんとする者は其の理由を開陳し會長の許可を受くべし

第十五條 已むを得ざる事情に依り久しきに亘り出席し難き者は會長に届出づべし

第五章 帳簿

第十六條 本夜學會は左の帳簿を備ふるものとする

一 出席簿

二 日誌

學科課程及毎週學習時數配當表

科	實業	修身	國語	毎週學習時數		課程
				第一例	第二例	
	二	一	三		二	郷土に適當せる實業の大意及其の實習 國民道徳の大意及其の實踐の方法並作法 日用の文字文章の讀方書方綴方書信證書願 届書等の様式

算術	三	二	日常の計算
----	---	---	-------

○注意 右表は一週三回學習せしむるものとして時數を定めたり而して第二例に依るときは修身は國語に附帶して學習せしむるものとする

修業證書



氏名 年 月 日生

本會大正 年度の課程を修業せり仍て之を證す

大正 年 月 日

何青年會何青年夜學會教師

氏名 剛

何青年會長

氏名 剛

番 號

修了證書



氏名

年月日生

本會の課程を修了せり仍て之を證す

大正 年 月 日

何青年會何青年夜學會教師

氏名

何青年會長

氏名

番號

第七篇 青年團體の聯絡並指導

第一章 青年團體の聯絡及統一

凡そ物は單獨より協同へ、孤獨より合同に其の形態を變更するは、正に自然の趨勢なるのみならず理の當然である。人集りて家を成し、部落を成し、町村を成すも是が爲にして、此に協同生活の眞趣存し、社會の進歩促進せらる。殊に近年注目すべき社會的現象の一は、同一の主義方針に出づる組合團體等の彼此聯絡を通じ團結聯合して、更に意義ある活動を爲さんとする一種の氣運の勃興し來れることである。

一 青年團合同の趨勢

地方青年團は固と略し一部落に一社を有する神社の氏子を團員とし、神社を中心として立團せられたるを以て、其の範圍の自ら部落に局限せられたるは、亦

自然の勢である。然しながら自治制發布せられ、市町村を以て自治の單位とせらるゝに至つて、部落青年團は次第に其の設置區域を市町村に歸一せんとするに至つた。即ち大正二年度に於て約三萬二千を算した地方青年團が、同六年に二萬三千餘に減少せるを見る。此れ部落青年團の次第に自治體の單位に合致せんとしつゝあるの趨勢を示すものにして、自治の將來に鑑み慶賀すべき現象といふべく、斯の如くにして地方青年團體が、一萬三千餘の自治體の單位に統一せらるゝことも、遠き將來でなからうと信せられる。

歴史は尊重しなければならぬ。長きは七百餘年の星霜を閱せる部落青年團が市町村に統一せられ獨立團體としての權威を失ふに至つたことは、部落青年團として多少の感慨が存したことと思はれる。然しながら小我を捨て、大同に歸するは、是れ時代の新傾向新精神である。部落團體が時代の新勢に順應し率先市町村青年會に其の單位を合致せんとするは、團體的協同心の發露である。加之らず統一といふも、全然部落青年團體を認めざるに非ず、之を支部として存立せしむるを得るが故に、從來の歴史習慣は或程度まで之を保持するを得るに

於てをや。

二 統一と劃一との別

只此に注意を要すべきは、統一と劃一との區別である。統一とは箇々の團體の特色を認め、相互の特色を結合し、更に一貫せる主義主張の下に合同運動を爲すに足る生命ある基礎を造るの意義にして、劃一とは箇々の特色を存重せず他動的に團體の形式を一にするものにして、一は精神より形に入り、一は専ら形式に終始する。念ふに命令を以て、政策を以て組織體様を一にすることは、制度上より或は權力の上より時に或は容易なるべしと雖、團體の特色を重んじ、團員の意氣精神を統一することは、蓋し容易の業でない。形式の劃一は、形觀を整頓せしむると雖、其の内容をして空虚ならしめ、甚だしきに至りては、潑刺たる生命を萎縮せしむるの悞が存する。形實相俟つて統整せらるゝを以て理想とする。

此に於てか青年團體の指導者は、青年團體を統一するに先つて、先づ團員の

精神を統一するを切要とする。部落青年團員の團結統一の實現せられざるに、争て市町村青年團の統一を期成し得べき。箇々の青年を訓練して部落青年團體の基礎を鞏固ならしめ、協同團結鞏固なる一丸を成すに至つて始めて爾余の部落青年團の合同を策し、以て市町村青年團の統一を圖られんことを望む。

而して此の目的を達成するが爲に、指導者は部落青年團の聯絡を通ずるに力め、歩調を整へ目標を齊うして向上し、以て團體有終の美を濟せ。蓋し聯絡は統一の前提であり、準備である。今聯絡を以て横の結合とせば、統一は正に縦の連鎖である。團體相互の聯絡徹底して統一始めて大成せらる。市町村青年團一萬三千の聯絡は國家活力の連鎖である。

三 府縣郡青年團に就て

市町村の上に郡及府縣の存する如く、市町村青年團の上に、市町村青年團を聯絡統一する郡青年團、郡青年團を統齊する府縣青年團の設置は、全國青年團の統一を期成する階程として亦必要なることである。

府縣及郡青年團の設立に關して留意すべき事項は、市町村青年團設置の場合と全く同一にして、形式よりも實質を尊重し、先づ市町村青年團員の精神統一より出發するを以て策の得たるものとする。然らずして漫然府縣郡青年團を組織するならば、烏合に類する集團となり徒らに團員を増大にするのみにして、聯絡統一の實果を擧ぐる能はず、宛然形ありて實なきの觀を呈するであらう。根本は箇々の青年に團體的精神を教養し、協同的訓練を積ましめることである。斯の如くにして府縣郡聯合青年團設立の氣運熟せば、郡市町村青年團の代表者を一堂に會同して聯絡統一に關して隔意なき研究審議を累ぬることを閑却してはならぬ。念ふに青年團の統一は一面に於て指導者の容一である。指導者の統一は團員の聯絡にして應て團體の統一である。

四 形式的統一の情弊

從來統一せられたる府縣及郡青年團中には形式を以て組織せられ、實質之に伴はざるもの少からず、偶聯合大會の開催せらるゝに際しては、

此日會するもの無慮三千、會場立錐の餘地なく、滿場一致を以て議事を了し、講演は多大の感動を會集に與へ拍手の裡に解散す

と主催者は報告するも、此れ表面の形容にして其の實際を知るものは蓋し思央に過ぐるもの存するであらう。然り滿場立錐の餘地なかりしならんも、其の來會者は眞に市町村青年團を代表するものでなく、又眞に青年の指導に興味を有するものは少い。又演壇に立つ講師も多く地方の實際を知らず、之に加へて司會者亦誠意を缺かんとするに於ては、堂々たる形觀を呈するとも、青年の胸奥に深遠の感化を與へ、深刻の印象を止むるもの少きは、理の當然である。名士の講演を聞くが爲の聯合青年團ならば姑らく問はず、青年團の組織的結合の媒介機關たる使命を帯ぶる聯合青年團體は、須らく其の目的と使命に想到し適切なる施設を講せざるべからず。即ち内容散漫にして地方に適合せざる講演を局限し、形式的報告案件を簡略ならしめ其の時間を割いて代表者の協議會、研究會及實驗談に充用し、知事郡長等諸幹部と赤裸の青年と卓を圍み、膝を交へて指導經營に關する實際問題の隔意なき談合をなせ、市町村長有志亦之に關與して

腹藏なき意圖を披瀝し、團樂談笑の裡相互の意志を融和し、感情を疏通し、肝膽相照し以て情意默契せば、聯絡統一の實此の間に擧る。固より先輩に對しては秩序あり禮讓を嚴守すべきも、從來地方の實際を見るに、上長の態度尊嚴に過ぎて朴訥なる農村の青年之に共鳴するを得ず、延て兩者の間城府を築き、規約命令に依る服從勵行存するも、人格に基調する露々たる情的關係缺如するを以て、行動動ともすれば圓滑を缺き、若くは全然親和することなくして、一は指導者として高きに居り、一は被指導者として自卑するに至り、兩者の親和遂に永遠に實現せられざるに陥る。反復するが如く、青年團は意氣の集團にして其の指導亦意氣を以て中心とせざるべからず。方今の急務は幹部と青年、指導者と被指導者との精神的結合に存する。如何に大規模の聯合をなすとも、此に根抵せずんば畢竟するに、砂上の樓閣に過ぎない。

五 青年團中央部の設立

地方青年團體の組織を改善し、内容を刷新し、相互の聯絡を圖り、統一の實

を擧ぐるの機關の設立は、吾等の多年唱道し來りたることであつたが、歐洲戰爭勃發の翌年即大正五年内務文部兩省翼賛の下に、朝野の識者の中堅として、青年團中央部の新設を見たるは、常に青年團の爲のみならず邦家の將來に鑑みて、誠に慶賀すべく且つ紀念とすべきことである。

青年團中央部は地方青年團の革新改善を圖ると共に、團體相互の聯絡を媒助し、更に中央統一機關となりて國家的見地より指導經營に關する指南を爲し、以て全國を一團として青年團體の理想的發達を促進するを以て目的とし、機關雜誌として、『帝國青年』を發刊し、青年の心身修養方面にも力を致してゐる。大正五年以降年々地方青年團體の代表者及指導者を招集して、講習會を開きつゝあるは主要なる事業の一にして、又大正七年五月端午の節を卜し、第一回全國青年團代表者聯合大會を帝都に開催し、聯絡及指導の要綱を協定せるが如き我邦青年界の新記録にして、其の地方に善良なる刺戟を與へ、活躍の氣運を促進せることは顯著なる事實である。

固より青年團中央部の指導及施設に關して、世上多少の所見を異にするもの

これなきに非すと雖、我等は國家百年の長途に想到し、公明正大細心の明と達觀の識とを以て五百萬青年を打つて一團とせる青年の大團結を大成せんことを望む。

第二章 青年團及處女會指導要諦

青年團及處女會は固と自治自立の團體なるを以て、團員相互の砥礪に依りて修養するを本義とするのであるが、地方の實情と現青年團の實際とに鑑み、指導者其の人を得ると否とに依つて團體の振否相岐るゝものが少くない。近年青年團及處女會指導者問題頻りに論議せられること寔に偶然ならず。

然しながら、指導に關する要項の如き從來所謂指導者に依りて屢々紹述せられたるを以て、今更めて特に紹介すべき斬新なる指導の秘訣を有するものでない。只青年として、又被指導者として、平素懷抱せる持論の一端を叙して、敢て青年團及處女會關係者の一察に供する。

一 指導者と青年及處女の心理

兒童を教養せんとするには、自ら兒童となり兒童の如くならねばならぬ如くに、青年團及處女會員を指導せんとせば、己れ先づ青年となり處女となること
が肝要である。青年となり處女となるには、青年及處女の心理状態を諒解する
と共に、現代の青年處女が如何なる境遇にあり、如何なる時代思潮の影響を蒙
りつゝあるかを十分に察知するを要する。成熟し頽齡に瀕せる自己を標準とし
て、青春の希望に熱し、情熱に燃ゆる青年と處女とを指導せんとするは、勞多
くして效少きものである。冷靜に己が過去を顧み、己が青年時代に想到する時、
始めて青年の面影が眼前に髣髴する。指導の秘訣は實に此に存する。

二 青年處女の指導と愛導

次には崇高なる人格より迸り出づる熱烈なる愛と情である。人格は活ける教
科書にして、愛情と熱心とは不文の教案である。左手に抱いて乳房を啣ませ、

右手に同情ある鞭撻を加へよ。恩と威と併び行はれて青年の血涙始めて高潮す
る。

方今の指導者をみるに、太陽の如く赫々たる威容を存する父の指導者はある
が、温かき床しき情愛に燃ゆる母の愛導者は少いやうに思はれる。青年處女に
は血もある涙もある。燃ゆるが如き情熱を以て抱擁し、理路井然諄々として其
の針路を指示する人格者の前には、唯々として服し、諾々として其の命を奉ず
る。此れ指導の出發點である。

抑、青年と處女とは誰が子ぞ。己が生せる兒女すら時に心に任せぬことが多い、
况んや他人の生せる子をや。又况んや心身發育の過渡期に際會し、意氣漸く旺
盛ならんとする青年と處女をや。

三 地方の實際と指導の調和

其の兒女を教養せんとせば、其の家庭を知り、其の地方の實際を知らねばな
らぬ如く、青年處女の指導者は、父兄の境遇と地方生活の實際を熟知するを要

する。殊に農村青年處女會の指導者は、田園の實情を知り父兄の生活に順應し其の家庭に調和せる方針を以て指導の任に當れ。辭を換へて之を言へば、父兄の感謝し、家庭の要求する實地活用の青年處女を養成することが肝要である。固より此の日進月歩の大勢に處し、地方經營の實情に徴すれば、『農の子は皆農たる』べく指導するは餘りに時勢に適合せざる教養である。然しながら徒らに高遠の理想に馳せて實生活を閑却するが如きは、却つて青年の前途を誤るものである。青年會及處女會の指導者は、實業の獎勵及郷土の發達を根本となし、剛健勤勉よく家道に精勵し、父兄の希望に合致し、家庭生活と調和せる指導を施すことが自然であり順序である。如何に世界の趨勢を自覺すと雖、地方の眞情に通曉せざれば、青年處女此に共鳴せず、父兄殊に然り。

四 青年の長所短所の善導

時勢は日々に進歩し、社會は刻々に變化する。昨日の少年は今日の青年である。多數指導者の中には、動ともすれば時代の趨勢に疎く、舊思想に囚へられ

て徒らに過去の幻影を趁ふて因循狃狎保守退嬰に墮し、青年處女を理路に善導せんとせず、之を危険視して之を壓迫するものさへ少くない。此に於てか新を好み變化を欲する新時代の青年と意思の融和を缺き、思想感情の疎隔を招來せんとする。而も之を命令と威嚴と規律のみを以て解決せんとするが故に青年心服せず、處女信賴せず。

固より青年處女は思想は、時に安定を缺き、過激に陥らむとするものなきを保せず。此れ彼等の缺點にして同時に長所、指導者は能く其の特質を知りて情を以て其の短所を矯むると共に、益其の長所を發揮せしむるに力めよ。短所を矯むる手段として長所を認め、長所を發揚せしむる方術として短所を擧げよ、青年處女は感情の子、理を以て教へ、情を以て導け。

五 指導者と青年及處女の信賴

人禽獸と相異なる主因は、感情が微妙に作用するからである。涙を以て信賴せらるれば、血を以て之に酬いんとするの情火湧く。此に師弟の情誼親子の恩愛

親分乾分の意氣醱酵する。青年處女の指導者は、力めて彼等の特長を知つて信頼することが肝要である、人を信頼することは、聽て人を教養する所以にして、既に信頼せば、之に一切の責任を負はしめよ。

思慮確立せず、智能未熟なる青年處女に責任を負はしむるは、自ら其の局に當るよりも時に心勞多きを覺ゆる。此れ彼等に過誤あらば、自ら其の責を負はざるべからざるを以て也。此の覺悟を背景として信頼し、責任を負はするに非ざれば、自己の辛勞を節減せんとする一種の責任回避に過ぎない。若し夫れ斯の如くにして、彼等效績を擧ぐるならば、口を極めて其の成功を稱揚し厚賞以て之を遇せよ。而も過誤あらば自ら進んで責任を負へ。彼及彼女は必らず泣いて其の情に服する。

斯の如きは、必らずしも青年處女の指導のみに適用すべきものならず。會社銀行商舖工場は固より苟くも人の長たらんとするもの、指鍼たるべきを信ずる。情ら世の長者をみるに、部下を信頼すること甚だ厚からず、過あれば之を下僚に嫁して追究を專にし、功あらば己れ一人之に居らむとするものなきに非ず。

六 青年團及處女會の雁行指導

青年と處女とは性を異にせる親友である。青年の希望は聽て處女の理想にして、處女の煩悶は青年にとりて亦煩悶である。純潔なる青年は聽て處女の爲に活き、純潔なる處女は青年の爲に活きる。青年を愛導するものは處女の教養を閑却してはならぬ。極言すれば處女を度外する青年の指導は無効である。

男女七歳にして同火同席せざるの風は、豊葦原の瑞穂の國に適用すべく餘りに露骨な教訓であり、無用な老婆心である。將來は宜しく知りて之を守らしめ、知りて之に依らしめよ。青年處女相理解して相互自覺の垣を設け、以て適度の接觸を勧むるは、青年男女に反省の機會を與ふるものにして、青年の意氣之が爲に擧り、處女の情操之が爲に矯めらるゝ。青年の前に處女の修養を奨め、處女の目前に青年の操守を説く、其の効果愈々深きものと知れ。

世人動ともすれば、處女會を目して青年會と對抗競争するものと爲さむとするも青年會處女會は夫妻の搖籃である。競争に非ずして内助し、對抗に非ずし

て雁行すべきものである。近者青年團の發達に伴ひ、處女會の普及漸く著しく、相互砥勵の裡に修養を完うし、家庭及地方の改良進善に寄與貢獻せむとしつゝあるは、邦家の慶事といふべく、指導者は能く兩者の關係に稽へ、相互の連絡を圖りて指導宜しきを制せよ。念ふに青年會をして有終の美を濟さしむるものは處女會にして、處女會の本旨を完成せしむるものは青年團である。

要約すれば、青年團及處女會の指導者は、青年の心理を洞察し、其の境遇と地位とに鑑みて同情あり理解ある新時代の教養を施すと共に、よく父兄の生活と地方の實情とを研究し、而も時代の進運に後れず、又之を指導するに當りてはよく青年處女の特質を識りて責任自重の感を懐かしめ、異性の指導亦閑却せざるべきこと即ち是れ。而も一言に之を歸趣せば、指導者の人格である。崇高偉大なる人格を以て青年處女を感化せよ。此の人格に依りて始めて國家の進運を扶掖すべき青年處女の人格が完成せられるのである。人格の卓絶せる青年男女の養成は即青年團處女會の使命にして、同時に我が帝國の要求する所に非ずして何ぞや。

附 錄

一 地方青年團體に關する内務文部兩大臣訓令(大正四年九月十五日)

青年團體の設置は今や漸く全國に沿く其の振否は國運の伸暢地方の開發に影響する所殊に大なるものあり此際一層青年團體の指導に努め以て完全なる發達を遂げしむるは内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務たるべきを信す

抑青年團體は青年修養の機關たり其の本旨とする所は青年をし健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむるに在り隨つて團體員をして忠孝の本義を體し品性の向上を圖り體力を増進し實際生活に適切なる知能を研き剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質とを養成せしむるは刻下最も緊切の事に屬す其の之をして事業に當り實物に従ひ以て練習を積ましむるもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず若し夫れ團體にして其の嚮ふ所を誤り施設其の宜しきを得ざることあらむか當に所期の成績を擧げ得ざるのみならず其の弊の及

ぶ所測り知るべからざるものあらむ故に地方當局者は須く此に留意し地方實際の情況に應じ最も適實なる指導を與へ以て團體をして健全なる發達を遂げしめんことを期すべし

同上内務文部兩次官通牒青年團設置標準

一 青年團體の組織

青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若くは之と同年齡以上の者を以て組織し其の最高年齡は二十年を常例とすること

二 青年團體の設置區域

青年團體は市町村を區域として組織す但し土地の狀況に依り部落又は小學校通學區域等を區域として組織し若くは支部を置くことを得ること

三 青年團體の指導者援助者

青年團體の指導者は小學校長又は市町村長其他名望ある者の中に就き最も適當と認むる者をして之に當らしめ市町村吏員學校職員警察官在郷軍人

神職、僧侶其他篤志者中適當と認むる者をして協力指導の任に當らしむること

團體員にして團體員たるの年齡を過ぎたる者は團體の援助者として其の力を竭さしむること

四 青年團體の維持

青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞に依る收入を以て之を支辨すること

二 地方青年團體に關する内務文部兩大臣訓令(大正七年五月三日)

青年團體は青年修養の機關たり曩に其の本旨の存する所を訓令し更に其の依遵すべき所を通牒せしめたり爾來時勢の進展は益之が振興の機運を促進し經營並指導亦漸く眞摯を加へたりと雖も組織の井然たるものあるに比し内容往々にして之に伴はず其の多くは尙點睛を缺くの憾なしとせず

今や世界戰亂の衝動は汎く精神上並經濟上の各方面を掀盪し殊に國民思想上

の刺戟に至りては一層深甚なるものあらむとす願ふに此の曠古の變局に處して嚮ふ所を誤らす更に戦後激甚ならむとする國際の競争に應じて帝國の基礎を堅實にし毅然として其の重きを中外に爲さしむるもの國家活力の源泉たる青年の努力に待つ所多し之をして益々國體の精華を尊重し心身を研磨して將來更に規模の大を加ふべき實務の負擔に堪ふるの力を涵養せしむるは刻下最要の先務たり青年團體の指導を以て任と爲す者は宜しく立國の本義と世界の大勢とに徴して其の適順する所を闡明し能く青年の心理を諒解して理之を誨へ情之を掖け身を以て範を示し苟も其の歸趨を誤らしめさらむことを期すべし若し夫れ經濟の變調に伴ひて華靡頹唐漸く其の風を成すが如きに至りては國家の健全なる進運を茶毒すること尠しとせず青年の教養亦宜しく此に留意して其の操守を堅うせしめ益々篤實剛健の氣風を興さしむるに務むべし

今青年團體の現状に顧み之が健全なる發達に資すべき當今の要項を左に條擧し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制せしめむことを期す

一 青年をして實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し之が

施設に勉め相率ゐて學に就かしめ以て其の普及と徹底とを圖らむことを要す

一 公共の精神を養ひ公民たるの性格を陶冶するは青年の教養に於て闕くべからざる要綱たり補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ以て其の目的を達成せむことを要す

一 方今圖書の刊行せらるゝもの多く之に伴うて青年の讀書趣味を増進するもの尠しとせず能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣うせしめむことを要す

一 青年の身體を鍛練して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要素たり心身共に堅實なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處して其の本分を盡すに於て遺憾なからしめむことを要す

一 青年の修養は各自の自覺を以て本とす而も之が指導の任に當る者並其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切なる方法に依り之が善導と養成とに勉めむことを要す

一 青年團體の指導方法に關し先進者の所見時に抵牾矛盾に涉り之が實行爲に阻碍を見ることなきにあらざる其の間の聯絡を圖り其の果を成し實を收むるに於て遺憾なからむことを要す

方今内外の情勢を稽ふるに根柢あり活力ある青年團體は帝國の殊に要求して已まざる所なり地方當局者は深く此に顧み今後一段の精采を加へて之が啓發策進に努力し各團體をして其の目標を齊うし其の步調を一にし相互に督勵して能く其の形體實質共に一貫せる鍛成の美を濟さしむべし

三 獨逸陸軍、文部、内務三大臣の青年團體布告(千九百十四年八月二十六日)

我が國民各自の能力及献身的精神に對し絶大の要求をなすべき非常の時機は到來せり。從て十六歳以上徴兵適齡に至る迄の青年をも必要に際しては其の體力に應じて軍事上の補助勤務及勞役作業に従事せしむるを要するのみならず、他日兵役に服する場合を顧慮せば特別の軍事豫備教育を施すこと極め

て緊要なるは贅言を要せざる所なり。

此の目的の爲には各都市又は聯合せる數村落毎に各種青年團體に屬する青年をして別記陸軍大臣の示せる軍事豫備教育標準に従ひ軍事教育を行はしむるを可とす。而して從來精神の修養若くは身體の鍛練を目的とする團體に加入せざりし青年も亦此の際奮て右軍事豫備教育に参加するは祖國に對する光榮ある義務と心得べし。

留守軍團司令部は普國に於ては地方の青年教育團委員を指導すべく命せらるべきを以て、各地方に於ける軍事豫備教育實施上の細件に關しては當該留守軍團司令部に於て區處する筈なり。

各官廳は右軍事豫備教育に對しては努めて便宜を與ふるのみならず其の發展に助力すべきものとす。而して從來既に青年教育に盡瘁せる人々に對しては單に在來の方針に従ひ其の事業に従事するのみならず、更に同志の士を勸誘して大に本事業の發展に努力あらんことを望む。

普國陸軍大臣の軍事教育標準指示要旨

十六歳以上の青年中義勇兵たらんことを出願して採用せらるゝに至らざりしもの多數ありしが、此等の青年に對しては武器を携帯することなくして實施し得る範圍に於て軍務の豫習を行はしむべく、殊に愛國心の喚起、剛毅勇敢及決斷力の養成を以て最主要とし、刻下に於ける祖國危急の狀を説きて、祖國、皇帝及國家(獨逸帝國)的精神を振起せしむるを要す。獨逸若し今次の戦争に勝利を得るに非れば全く滅亡すべきを以て、吾人は勝利を絶對的必要條件とすることを祖國の守護に任ずる者は、最新參最下級者に至るまで悉く心肝に銘すべきことを青年に理解せしむるを要す。

青年に課すべき演習の種類は概ね左の諸課目を以て適當とすべし(課目略す)

四 獨逸青年教育の主旨及指針

一 青年教育の目的たるや精神爽快身體活動し德義を重んじ且公共心敬神並愛

國心に富みたる青年を養成するに在り。之が爲家庭、學校、寺院並教育に努むる人士の教育事業を援助し發展せしむること必要なり。

一 青年教育には少年に愛情を有し且國家的觀念より此の教育を援助せんとする人士の進むで協力すること有效なり。

一 必要なる經費は青年に同情ある保護者、町村郡及政府の補助に依り調達せらるべし。我國民は將來に鑑み、此の事業の多大の價值あることを思ひ、此の目的の爲義捐の益多からんことを期待す。

一 學校を去りたる青年の教育は十四歳以上入營迄の青年を包含し、之を十七歳以下と以上との二組に分て編成するを必要とす。而して年長組の才幹なる者をして年少組の補助をなさしむるを要す。

一 學校を去りたる青年の教育に關する詳細は、其の達せんとする目的は勿論、尙成育中にある青年の特性、諸要求及特種の狀況を十分に顧慮して定めざるべからず。又此等には其の入會を強ふる能はざるを以て、此の點に深く顧慮し其の手段の撰擇に注意するを要す。

一 青年の集會を便にせんが爲め一の俱樂部を設置するを必要とす、蓋し學校を去りたる青年に此の如き集會所を缺くときは其の閑散なる夜間の時刻を消去するため市井の誘惑に陥るものにして、飲酒のみならず尙一層恐るべき弊風に感染すればなり。俱樂部には讀書其の他の娛樂の器具を備付くるを要す。青年文庫、音樂會、讀書會、講演會等を催し、互に高尚なる親睦を謀ること必要なり。

博物館の如き通俗の教育設備を利用し、又有識者の指導の下に記念碑其の他歴史、地理、博物等の智識を得るに價値あるか或は山水明媚の地を遊覽せしむるを可とす。

遊戯場及強健運動の爲に兩覆體操場を設置するを便とす。但し此の如きものを新設するの必要を生じたるときは、之を青年集會場、講話及談話會等に利用し得ることは顧慮すべし。各季節土地並機會を得るに従ひ健康に資すべき各種強健運動を行ふこと、即體操、通俗遊戯及遠足等と共に成し得ざれば又遊泳漕艇をも行はしむるを可とす。殊に地方に特有の遊戯及運動を行

一 ひ以て愛郷心養成の機會を得しむること必要なり。

青年教育の實行は専ら唯青年を娛樂せしむるのみに在らず。然れども若し青年にして高尚なる娛樂に興味を有せしむるに至れば其の效果の大部を收めたるものといふべし。但し同時に娛樂中に適當なる要求を加味して行ひ、青年の身體並精神修養の目的を達することに注意するを要す。

一 例へば強健運動を如何に行ふべきかは兒童體操指導法に多く掲ぐる所にして又學校を去りたる青年にも之を適用するを得。就中遠足に關するものを掲ぐれば次の如し

遠足は先づ觀察力を養ひ、心氣を爽快ならしめ、天然の風景に親み、從て愛郷心及友誼心を起さしめ、且持久力を附與す。

之と同時に例へば休憩中には遠く展望せしめ、其の距離を目測せしめ、又行進間に平地に於て方向を正しく發見し、且地形の判斷をなさしむること必要なり。

機會ある毎に各種の愛國的唱歌を歌はしめ少年の趣味と持久力を大なら

しむ。

此の他多くの指導者養成の目的を以て補習教育を行ひ、此等をして如何にせば青年の體育を奨励し健康體力を發達せしむる様指導し得るか又同時に青年の意志性格及愛國心を十分に養ひ得るかの方法を會得せしむる様にするべし。

一 此の教育事業は國家の爲頗る緊要なるも其の實施極めて困難にして、從て教師、醫師、宗教家、司法官、辯護士、農業家、技師、將校其の他本事業を贊助せんとする人士に委任するの外あらざるなり而して青年の要求に適するが如く彼等を陶冶し、且徳義心を養成する様其の講話資料を選定し、其の他宗教、博物、地理、人類、歴史等の諸材料をも選び、青年をして各自の職業の目的並各種職業の價值及其の必要なることを大體に於て知悉せしむること必要なり。各種の勇敢なる事蹟の講演即ち身命を犠牲にしたる兵卒及諸將軍の勇敢なる動作は元より、其の他職務の犠牲となりたる一看護卒の勇敢なる行爲の如きも、興味あるが如く適當に説明せば、大に青年教育に效驗あり殊に戰

史は青年の士氣を振起せしむるに多大の效果あるものなり。但し此の際には戰役の大體を述ぶるに止め、主として各箇人の經歷事蹟を詳述するを可とす。例へば南阿弗利加に於ける獨逸軍隊の戰鬪及各種小戰鬪の説明等にして、又適當なる聯隊歴史より恰好の資料を得べし。例へば「ブランデンブルグ」地方に於ては七十年戰役に於ける第三軍團所屬部隊の行動を又東プロイセン」人には第一軍團所屬部隊の行動を撰ぶが如し。

一 學校を去りたる青年の感化には適當なる習慣を養はしむると共に先づ獨立獨行の精神を發達せしむるを以て最有利なるものとなす。而して青年團體内に於て成し得る限り獨斷事に處するの機會を與ふるを必要とし、又此の青年團内に於て能く之を達し得るものなり。之が爲には青年をして團體の指揮を取らしめ、又各種の職務を分擔せしむるを可とす。

一 從來の青年教育事業を如何に合同せしむべきか又は新設すべきかは其の地方の狀況によりて律すべきものとす。

一 青年團を新設するを必要とする地方には、補習學校、或は小學校又は中學校

に依託して組織する方法を從來の經驗により適當と信ず。此の事業に參與する適任なる教師にして青年の信頼を得るを以て樂となすものには成し得る限り常に當該學校に勤務せしめ、又小學校及中學校にては此の如き教師を少くも二三時間は最高級に於て授業せしむるを可とす。是卒業する生徒をして當該學校に關係ある青年團に加入せしむること最容易且確實なればなり。而して青年團新設の爲に必要な場所としては成るべく學校の建築物を提供するを要す殊に遊戯場、體操場、浴場の如き然りとす。

一 殊に土曜日の夜日曜日の午後及夜間に適當なる催をなし青年をして進んで之に參集せしむるが如く努むること大切なり。

又家族教員及其の他の他の人士の青年教育に對する趣味を喚起する爲父兄會の如きものを催すを可とす。此の際青年をして體操又は遊戯を行ひ之を觀覽せしむ。此等の開催を國家の祝日等に行へば最妙なり。

一 以上述べたる所は決して完全なりとなす能はず。又詳細に於ては如何なる方式を採用すべきやは其の際に於ける特殊の狀況及經費の多少にも關する

ものなり。而して此の方式の有利なりや否やは全く之を諸經驗の結果に待たざるべからず、然れども一般に此の事業に従事する人士の人物如何に關係を有し、此等の人士の周到にして忍耐と忠實とを以て進んで事に當るや否やと且青年及國家を愛護する精神の如何に關することは争ふべからざる事實なりとす。

五 青年會修養施設事業一覽

一 智德啓發に關する事項

實業補習學校、夜學校、晝間學校、日曜學校等の開設、修養に關する講話會及講習會の開設、展覽會、品評會、學藝會、競技會、雄辯會、法話會の開設及參加聽問、圖書館、巡迴文庫、圖書雜誌の公刊、共讀會、通俗講話會、部落談話會、中堅青年の養成、自治制度研究、祖先崇拜及敬神思想の養成に關する施設事業

二 體育及娛樂に關する事項

擊劍、柔道、弓術、角力、野球、銃槍術、器械體操、調練、遠足、行軍、旅行、登山、水泳、合同體操、試膽會、野仕合、競馬、其他身體の發育及鍛練に關する事項

將棋、双六、加留多、和歌、俳句、俚謠習作、田園文學研究、琵琶、尺八、オルガン、其他高尚なる音曲、福引、手品、講談、落語、盆踊、村踊、假裝競爭、神社及寺院に關する行事の擔當及援助、年中行事に關する施設

壯丁教育、入營準備教育、體格検査、手の平品評會、寒稽古、寒詣、其他體育を向上すると共に精神を啓發し、品性を上進せしむる施設事業

三 實業に關する事項

米麥作改良、實業講話及講習、展覽會、品評會、競作會、試作地經營、副業獎勵、植林造林、宅地利用、堆肥舍建設、肥料改良、農具改善、紀念樹栽植、鹽水撰、短冊苗代、害虫驅除、一坪農業、一畝農業、馬匹改良、產業組合經營、漁業獎勵、牧畜獎勵、其他實業の開發及獎勵

に關する事項

四 公益及慈善に關する事項

道路橋梁の改善架設、史蹟及天然物の保護保存、動物愛護、神社及寺院等の保護、港灣浚渫、益鳥保護、耕地整理、紀念碑建設、浴場經營、墓地整理、指導標建設、新聞縱覽所設置、防風防火設備、消防隊設置及援助、田畑山林警衛、納稅事務の幫助、兒童の就學及出席督勵、特殊部落の改善、公共事業勞力寄附、癩兵軍人遺家族救護、幼兒孤兒保育、感化救濟、入退營兵の歡迎及送別、貧困者救助、罹災者救護、行軍軍隊の接待、村是調査、郷土史編纂、街燈設置、共同理髮、公衆衛生普及、戰時後援事業、其他市町村の福利を進め、社會政策の實行上効果を收むべき事項

五 郷風興新に關する事項

敬老會、尙齒會、師長謝恩會、同窓會、矯風會、鄉賢詞建設、偉人傑士の追悼會、善行者表彰、子守雇人教養、時間勵行、早起獎勵、風俗改良、言語矯正、勤儉貯蓄、禁烟禁酒若くは節

烟節酒申合實行、俱樂部開設、花柳病豫防、娛樂の開拓、其他健全なる地方の民風を作興すべき施設事業

六 處女會修養施設事業一覽

一 婦徳に關する事項

婦徳に關する講話會、作法、料理、裁縫、育兒家事、生花、按摩等に關する講習講話會、補習教育、夜學校、晝間學校、休日學校、日曜學校、裁縫學校等の開設、圖書室、巡廻文庫の設置、婦徳に關する圖書の購讀及研究

二 體育及娛樂に關する事項

體格検査、處女衛生、生理、妊娠、出産等に關する講話及講習、旅行、遠足、運動會、加留多、トランプ、其他高尚なる室内遊戯、圖書雜誌共讀、活人書、席上揮毫、學藝會、成績品展覽會、元旦試筆、神社及寺院行事幫助、優良町村及處女會視察、兵營見學、工場視察、裁縫

理科の其他を應用する娛樂、其他婦女子の身體を鍛練し、趣味を向上すべき事項

三 家庭の改善に關する事項

臺所の整理、清潔、勵行、廢物利用、料理改良、副食物研究、家庭副業研究、保健營養食料の研究、服裝の改良、漬物の研究、家計時間表の設定、家族制度の研究、冠婚葬祭の研究、家事經濟の研究、看護法、傳染病看護法、救急療法、玩具研究、其他主婦として家政家事の改善に關する研究と實行

四 公益及實業に關する事項

共有地草刈、道路改修、試作地經營、共同蔬菜園、果樹園經營、共同販賣、賣店經營、入退營兵の送迎、共同勞役、學校園の監理、活花寄贈、料理請負、軍人癡兵遺家族救護、貧困兒童保護、其他郷土の繁榮に關する事項

五 矯風に關する事項

善行者表彰、子守教養、優良處女表彰、勤儉貯蓄會員互助規約設定、一日一善、時間勵行、風紀改善、言語改良、服裝改良、貞操に關する修養實行、俚語の改善、祖先崇拜の實行、敬神思想の養成、其の他婦人の修養並婦人の努力に待つて郷風を作興すべき施設及事業

七 青年會及處女會合同事業

敬老會尙齒會、講話會、講演會、學藝會、展覽會、品評會、陸上運動會、同窓會、謝恩會、出征軍人癡兵の遺家族援助、貧困兒童の救護、鄉村功勞者若くは先人の追悼法會、善行者表彰、兒童の就學出席督勵、試作地經營、子守教養、雇人教導、協同貯蓄、部落談話會、音樂會、植林事業、法話會、神社及寺院行事の幫助、年中行事の改良、俗語の改善、史蹟天然物の保護、特殊部落の改良、風紀改善、其の他青年男女の特殊事項を除きたる一般の修養的會合及娛樂的施設事業

八 青年團體並婦人團體現狀

(一) 青年團體 婦人團體は共に大正七年内務省調査
(二) 婦人團體中には處女會、主婦會、娘會等の會等を含む

府 道 廳 及 縣	青 年 團 體		婦 人 團 體	
	團 體 數	團 員 數	團 體 數	團 員 數
北 海 道	一、三二五	九一、三八〇	一四二	一、〇七一
東 京 都	一七九	三三、二五〇	二七	一、八〇八
大 阪 府	三〇五	三七、七五四	四二二	三、一三九
神 奈 川 縣	三六七	八九、〇四二	三六	一九、一六六
兵 庫 縣	三五五	七八、九一八	六八	七、八二八
長 崎 縣	一、〇五六	一一九、七七五	二九二	四〇、七四六
新 潟 縣	二九九	五六、四〇八	一七一	二六、三七七
埼 玉 縣	九三二	一〇五、四一九	二一七	三三、一六二
群 馬 縣	三三八	六八、八五五	九二	一一、五四九
千 葉 縣	二一二	五一、七〇七	六七	六、五二五
	四四四	七八、六二二	七九	一〇、七五四

岩 福 宮 長 岐 滋 山 靜 愛 三 奈 朽 茨

手 島 城 野 阜 賀 梨 岡 知 重 良 木 城

三 一 六
四 六 二
二 四 五
一、四 七 五
三 六 二
三 〇 四
二 〇 六
三 四 三
三 九 三
三 五 〇
三 二 八
二 九 四
三 八 一

四 六、八 八 五
七 二、九 〇 四
三 八、八 九 七
一 四 四、九 六 二
四 九、七 四 三
三 九、四 九 四
三 五、七 三 四
九 八、一 八 一
八 二、三 〇 三
六 七、一 三 一
三 五、三 三 七
四 八、二 八 八
六 一、五 八 六

五 六
二 四 一
一 三 三
四 七 八
四 一
一 〇 〇
二 九 六
二 四 〇
一 一 三
三 一 一
一 〇 八
三 五
二 三 三

四、二 九 二
二 五、五 二 一
一 二、四 六 三
六 九、四 六 三
二 二、八 二 一
二 〇、九 八 六
三 一、六 八 五
二 九、四 三 二
一 八、五 九 五
三 〇、五 三 八
八、九 二 二
三、九 〇 五
一 六、四 九 一

附
錄

四
百
二
十
四

德 和 山 廣 岡 島 鳥 富 石 福 秋 山 青

島 山 口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森

一 四 二
二 四 九
二 三 八
四 五 八
六 二 一
二 八 八
一 八 七
五 七 一
二 六 三
一 九 五
三 二 九
二 二 八
二 七 三

三 七、四 五 〇
三 二、九 三 三
四 〇、一 六 六
八 〇、四 三 九
九 二、七 〇 三
四 〇、〇 〇 二
二 一、八 七 四
八 〇、二 五 六
三 五、八 五 六
三 五、七 一 七
五 一、一 四 三
五 一、一 四 三
四 四、五 九 七
五 六、七 五 二

六 一
二 五 三
二 七 四
二 八 七
三 一 三
四 三 八
一 五 七
五 五
七 七
六 八
六 八
一 二 四
一 二

七、三 三 八
二 八、九 六 四
三 五、八 九 八
五 〇、七 五 四
五 〇、七 七 八
六 六、四 五 四
一 三、二 六 二
一 一、六 〇 一
一 七、〇 一 八
九、五 一 〇
六、二 五 〇
一 二、六 四 四
三、一 九 三

附
錄

四
百
二
十
五

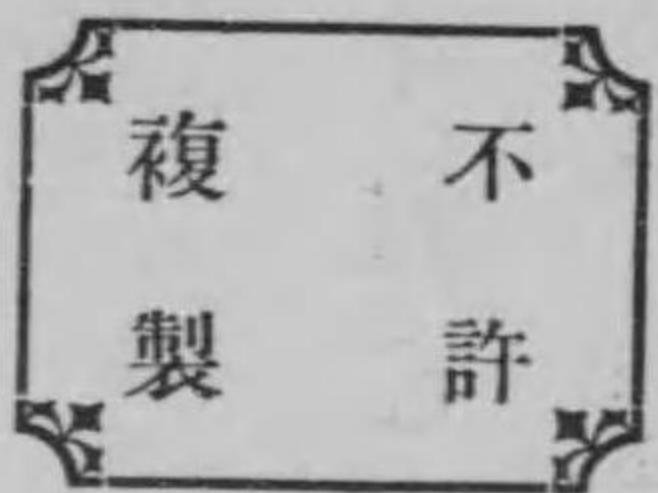
合計	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川
一八、四八二	一五八	五二三	一二八	三八二	二五三	三五四	五四六	二二〇	三六六	一八九
二、九二三、一一三	六九、一六六	一一四、二四四	二八、六九三	九七、三八〇	三九、二六七	六六、一七八	九三、八二〇	四四、八七四	六六、六二六	二九、四〇二
八、八五二	六八	一、二二二	一八二	一七七	一三八	四五	二九七	九五	一八七	三五六
一、〇四九、六五二	一九、二六七	一〇二、九六九	一六、〇四七	二七、四五四	二三、〇八七	四、七五四	四五、〇〇二	一〇、〇六八	一五、八〇〇	一四、三〇一

青年團及處女會終

大正七年九月廿六日印刷
大正七年十月五日發行

青年團及處女會

定價金貳圓五拾錢



著者 天野 藤 男
 發行者 田 所 楠 猪
 印刷者 島 連 太 郎
 印刷所 三 秀 舍
東京市本郷區元町二丁目六十六番地
 東京市神田區美土代町二丁目一番地
 東京市神田區美土代町二丁目一番地

發行所

東京市本郷區元町
二丁目六十六番地

丙辰出版社

電話小石川三一七四番
振替口座東京三三三〇〇番

27K96

内務省囑託 天野藤男先生著

第十版

親愛なる農村青年へ

四六版二〇〇頁
装幀優美
定價金六拾錢
送料金六錢

地方青年に對する修養圖書 滿卷熱情を傾注して青年を撫愛啓導せるもの 本書を

可言々血と涙の結晶なり本書初刊以來忽ち十版を賣盡せるもの偶然に非ず

地方青年は固より指導者の好箇參考資料たり

發行所

東京市本郷區元町二丁目六十六番地

丙辰出版社

電話小石川三一七四番
振替口座東京三三三〇〇番

終